

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 11 月までの期間及び平成元年 7 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 6 月まで
③ 平成元年 7 月から 2 年 3 月まで

昭和 51 年 4 月に亡夫と一緒に会社を設立し、その後は私が夫の分も含めて国民年金保険料を集金人に渡していた。

平成元年ごろまでは、保険料を払えないときは未納にならないようにと夫の分も含めて保険料の免除申請を必ず行っており、A市B区役所に、毎年、申請の葉書を出して保険料の免除申請をしたはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が昭和 50 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、社会保険庁の申立人夫婦に係る国民年金保険料の納付記録及びA市B区役所が保管する申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿により、申立人が死亡するまでの間において、申立人に係る国民年金保険料が納付済みとなっている 59 年 10 月から同年 12 月までを除き、国民年金の加入期間における申立人夫婦の保険料の納付状況がほぼ一致していることから見て、夫婦二人は、基本的には同一方法により国民年金保険料を納付していたものと推認される。

また、申立期間①及び③については、A市B区役所において申立人に係る国民年金被保険者名簿が確認できず、国民年金保険料の納付状況は不明である

ものの、同区役所が保管する申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿において、申立人の妻は、申立期間①及び③を含む昭和 60 年度から 62 年度までの期間及び平成元年 7 月以降についての申請免除手続を行っていることが確認でき、社会保険庁の申立人の妻に係る被保険者記録とも一致する上、申立人についても一緒に申請免除手続を行っていたとの申立内容に不自然さは見られず、当該期間について、申立人についてのみ申請免除手続を行わなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間②については、社会保険事務所が保管する申立人に係る免除記録には、申請免除の記録が無い上、当該期間の国民年金保険料を納付した記録も無いことに加え、申立人の妻に係る国民年金被保険者名簿における記録及び社会保険事務所の保管する納付記録とも一致している。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の妻に係る追納記録において、1) 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は平成 6 年 10 月に、2) 昭和 60 年 6 月から同年 11 月までの保険料は平成 7 年 6 月に、3) 昭和 61 年 1 月から同年 4 月までの保険料は平成 7 年 1 月に、4) 平成元年 7 月から 2 年 3 月までの保険料は 11 年 4 月に追納されていることが記録されており、いずれも 10 年の時効の直前月に追納されたことが確認されることから、申立期間②のうちの元年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人の妻が免除申請を行わなかったために、納付することができなかったものとするのが自然である。

このほか、申立人の妻が、申立期間②に係る申立人の国民年金保険料の免除を申請したことを示す関連資料（日記等）は無い上、申立人及びその妻が申立期間②に係る国民年金保険料を納付又は免除申請していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 11 月までの期間及び平成元年 7 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から同年12月まで

国民年金制度ができた当初から国民年金に加入しており、夫と結婚してからは、私の国民年金保険料には付加保険料を併せて、私が夫の国民年金保険料と一緒にA市役所で納付しており、夫の保険料のみが納付済みとされていることに納得できない。

私の国民年金保険料も付加保険料を含めて納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、それ以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、結婚後の45年10月からは、夫と共に付加保険料を含めて納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、その夫の国民年金保険料を付加保険料と併せて納付していたと申し立てており、申立人の保険料と同時に納付していたとされるその夫は、付加保険料を含めて、申立期間における国民年金保険料が納付済みとされていることから見て、申立人の申立期間のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められるとともに、同年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年8月まで
② 昭和37年9月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について保険料の納付事実が確認できないとの回答があった。

申立期間①については、生活保護を受け、国民年金保険料を免除されていたが、生活保護を辞退した数か月後に、免除期間であった17か月分の保険料を一括納付した。

また、申立期間②については、地域の婦人会役員二、三人が毎月自宅に来て集金していた。当時の婦人会では、国民年金加入世帯全部の国民年金保険料が集金できれば、町から手数料の交付を受けることができたため、私たち夫婦も納付に協力していたので、保険料が未納という回答については納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和54年5月から60歳に到達する平成4年2月までは付加保険料をも含めて納付するとともに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫についても、国民年金加入期間について、申立人と同様に未納とされている期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和54年5月から60歳に到達する平成2年3月までは付加保険料をも含めて納付していることから見ると、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、A市（当時はB町。以下同じ。）に照会した結果、免除期間の打切り届出を提出した被保険者本人に対して、その場、あるいは数日後に文書で国民年金保険料の納付勧奨を行っていたとしており、申立人の説明と符合するとともに、追納したとする金額は当時の国民年金保険料額とおおむね合致する。

さらに、申立期間②については、A市に照会した結果、地域の婦人会が国民年金保険料を集金していたことが確認できるとともに、当時申立人の隣人であったとされる者からは、婦人会が国民年金加入世帯のすべての国民年金保険料を収納した場合には、役場から手数料の交付を受けることができた旨の供述が得られる。

加えて、申立人は、申立期間②において、婦人会に納めていた夫婦二人分の金額を記憶しているとしており、当該金額は、当時の国民年金保険料の月額とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和36年4月から37年8月までの国民年金保険料を追納していたものと認められるとともに、同年9月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められるとともに、同年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月まで
② 昭和 37 年 9 月から 41 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について保険料の納付事実が確認できないとの回答があった。

申立期間①については、生活保護を受け、国民年金保険料を免除されていたが、生活保護を辞退した数か月後に、免除期間であった 17 か月分の保険料を一括納付した。

また、申立期間②については、地域の婦人会役員二、三人が毎月自宅に来て集金していた。当時の婦人会では、国民年金加入世帯全部の国民年金保険料が集金できれば、町から手数料の交付を受けることができたため、私たち夫婦も納付に協力していたので、保険料が未納という回答については納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 54 年 5 月から 60 歳に到達する平成 2 年 3 月までは付加保険料をも含めて納付するとともに、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻についても、国民年金加入期間について、申立人と同様に未納とされている期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 54 年 5 月から 60 歳に到達する平成 4 年 2 月までは付加保険料をも含めて納付していることから見ると、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、A市（当時はB町。以下同じ。）に照会した結果、免除期間の打切り届出を提出した被保険者本人に対して、その場、あるいは数日後に文書で国民年金保険料の納付勧奨を行っていたとしており、申立人の説明と符合するとともに、追納したとする金額は当時の国民年金保険料額とおおむね合致する。

さらに、申立期間②については、A市に照会した結果、地域の婦人会が国民年金保険料を集金していたことが確認できるとともに、当時申立人の隣人であったとされる者からは、婦人会が国民年金加入世帯のすべての国民年金保険料を収納した場合には、役場から手数料の交付を受けることができた旨の供述が得られる。

加えて、申立人は、申立期間②において、婦人会に納めていた夫婦二人分の金額を記憶しているとしており、当該金額は、当時の国民年金保険料の月額とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月までの国民年金保険料を追納していたものと認められるとともに、同年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 43 年 3 月まで

昭和 43 年に国民年金に加入した後、3年から5年を経過した時に過去の国民年金保険料の未納分を納付できると聞いてA町役場又はB市役所（A町は、昭和 47 年 4 月に市制を施行するとともに名称を変更。）に出向いた。

役所の窓口で、納付する保険料額を計算してもらったところ、手持ちのお金では納付することができない金額であったので、職員に相談したところ、分割納付ができると説明を受けた。

そこで、その時に数千円を、そして、半年から1年半後に、同じぐらいの額の数千円を納付した。納付した保険料額については明確には憶^{おぼ}えていないが、1万円以下の金額だったと思う。

役所において、確かに納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、平成5年6月から60歳に到達した16年4月までの大部分の期間については、付加保険料を含めて保険料を納付していたことが確認でき、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人が特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和43年から3年から5年を経過した時期は、第1回目の特例納付が実施されていた時期と一部重なっているとともに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をA町役場又はB市役所で納付したとしているが、B市に照会した

結果、当時、社会保険事務所の職員が同役場及び同市役所内において特例納付に関する収納事務を行っていたことが確認でき、申立人の主張に不自然さは見られず、さらに、申立人が特例納付により納付したとする金額は、当時、未納とされていた申立人の40年8月から43年3月までの国民年金保険料を特例納付により納付するのに必要な金額とおおむね一致している。

さらに、申立期間のうち昭和40年8月については、厚生年金保険の加入期間であるが、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が平成18年4月6日に昭和40年8月1日から同年9月7日に変更されていることが社会保険庁の記録により確認できることから、申立人が特例納付を行ったとする時点では、当該期間は特例納付が可能な期間とされていたことを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を特例納付により納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和40年8月において、申立人は厚生年金保険被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち、昭和40年9月から43年3月までの期間について国民年金保険料の納付があったものとして記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から同年6月まで
② 平成4年8月から5年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付については、細かいことは記憶していないが、間違いなく納付しているはずである。

当該期間について未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、また、申立人の夫が厚生年金保険の資格を取得したことに伴う申立人の国民年金種別変更手続も適切に行っており、申立人の年金制度に対する理解及び納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間②については、当該期間直前の平成4年7月分の国民年金保険料が6年8月31日に過年度納付されていることが確認でき、当該期間についても過年度納付が可能であったにもかかわらず、過年度納付を行わなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が初めて過年度納付を行ったと思われる平成6年8月31日の時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であり、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年8月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から47年3月までの期間、49年4月から同年6月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月
② 昭和45年5月及び同年6月
③ 昭和45年11月から47年3月まで
④ 昭和49年4月から同年6月まで
⑤ 昭和50年1月から同年3月まで
⑥ 昭和57年2月から62年1月まで

昭和43年4月にA市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付方法は憶^{おぼ}えていないが、国民年金の加入期間は、すべて保険料を納付しているはずであるのに、未納期間があるのはおかしい。

特に、申立期間⑥については、昭和62年ごろ、国民年金保険料の督促状が社会保険事務所から送付されてきたため、集金に来てくれと連絡し、国民年金保険料を少しまけてもらい支払った。国民年金保険料を納付した期間はよく憶^{おぼ}えていないが、5年分の国民年金保険料を支払ったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④、⑤及び③のうち昭和46年12月から47年3月までの期間については、当該期間は3か月又は4か月と比較的短期間である上、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人が送付されてきた国民年金保険料納付書により保険料を納付していたとの申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間①、②、⑥及び③のうち昭和45年11月から46年11月までの期間については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①及び③のうち45年11月から46年11月までの期間については、社会保険事務所が平成19年12月10日に行った国民年金記録の補正により、国民年金の加入期間（未納期間）とされたもので、当該期間当時においては、国民年金の加入期間でなかったことから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、社会保険事務所が保管する特殊台帳（国民年金被保険者台帳）により、申立人は、昭和45年1月10日に国民年金被保険者資格を喪失した後は、46年12月1日に至って同資格を再度取得していることから見て、申立人は、45年4月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に国民年金への切替手続を行っておらず、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間⑥については、申立人は昭和62年ごろに社会保険事務所から送付されてきた督促状により、国民年金保険料5年分を一括して納付したと申し立てているが、61年から平成9年までの期間において、社会保険事務所が保険料徴収のための督促状を送付していないことが確認できるとともに、特例納付が行われていた時期でもないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。このほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月から47年3月までの期間、49年4月から同年6月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成8年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、A組合（解散後の承継会社は、B社。以下同じ。）での被保険者期間が平成8年1月8日から同年5月31日までとなっていた。

しかしながら、実際は平成8年5月31日まで働いていたので、資格喪失日は同年6月1日のはずである。申立期間に係る保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA組合に継続して勤務し（平成8年6月1日にA組合から承継会社であるB社へ移籍）、申立人に係る平成8年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所の承継事業所の事業主への照会の結果、「当時、A組合における給与事務は、月末締め翌月10日払いで、保険料は翌月控除をしていた。」との回答を考慮すると、申立人が所持する平成8年6月支給分の給与明細書記載の厚生年金保険料控除額から積算される標準報酬月額である24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当

該事業所は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡しており、当該事業所の承継会社であるB社の事業主への照会結果においても「当時の事業主が適正に届け、当該期間の厚生年金保険料を社会保険事務所に納付したか否かについては、関連資料も無く、不明である。」と回答しているものの、事業主が資格喪失日を平成8年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月25日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和51年9月25日から同年9月30日までの加入記録が無いことが分かった。職場で異動はしたが、45年4月20日から平成13年3月31日までA社（現在は、C社。以下同じ。）に継続して勤務しており、厚生年金保険の記録が途切れることはあり得ない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する人事カード等及び雇用保険被保険者記録並びに事業主からの聴取結果などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年10月1日にA社B営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年8月のA社B営業所に係る社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料は無いが保険料は納付したと主張しているが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月15日に、資格喪失日に係る記録を同年8月16日とし、同年3月から同年7月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年12月ごろから42年9月ごろまで

B社に勤めていた昭和39年11月21日から45年7月ごろまでの間に、同社を一時退社し、CあるいはDという会社、若しくは社長がCという会社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。

しかし、この期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないため、被保険者期間が4年11か月しかなく、厚生年金保険の脱退手当金の受給もできないということである。

このような事になるとは思っていなかったし、会社の名称や場所等も憶えていないが、厚生年金保険料を控除されていたことは確かであるので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として名前を上げた者がA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から確認できる上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚が申立人を憶えていると供述していること、及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に昭和42年3月15日から同年8月15日まで勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚二人を含む申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録が確認できる同僚5人について照会したところ、死亡

していた二人（申立人が同僚として名前を上げた者を含む。）を除く 3 人のうち、一人からは、当時アルバイトはおらず、全員社員であったこと、及び二人からは、社員全員を厚生年金保険に加入させていたと思うとの供述が得られる。

さらに、申立人及び上記 3 人の同僚が供述する申立期間当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致しており、また、3 人の同僚が記憶している自らの入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日がほぼ一致していることから、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が入社とほぼ同時に厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月から同年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 41 年 12 月から 42 年 3 月 14 日までの期間及び同年 8 月 16 日から同年 9 月までの期間については、雇用保険の被保険者記録が無く、さらに、同僚の供述等も得られず、申立人が当該期間において申立事業所において勤務していた事実を確認することはできない上、社会保険事務所の記録によれば、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び当時の事務担当者の所在が不明であり、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実を確認できないことから、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

また、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、年齢がほぼ同じで申立期間の直前に厚生年金保険の資格を喪失している同一の業務に従事していた者に係る当該事業所における 41 年 10 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主の所在も確認できないため供述を得ることができないものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 3 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和21年9月3日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年4月から同年8月までの標準報酬月額については300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年5月30日から同年9月1日まで
② 昭和21年4月1日から同年9月3日まで

申立期間について、A社が運航するB丸に乗船していた。戦中、戦後の給与明細書等の書類は無いが、「小形船舶乗組員手帳」（国のC局D出張所交付）に、B丸（手帳では、船舶所有者は国の所管省C局と記載されている。）に昭和20年5月30日から21年9月2日まで乗船した記録が記載されており、同期間においても船員として勤務していたことは間違いなく、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、C局D出張所が交付した小形船舶乗組員手帳により、申立人が昭和20年5月30日から21年9月2日までB丸に乗船していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA社を船舶所有者とする船員保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）には、申立人が昭和20年9月1日に船員保険被保険者資格を取得したこと、及び21年4月1日に標準報酬を変更したことの記録が記載されているものの、資格喪失日欄には資格喪失日の記入が無い。

また、社会保険庁が保管する申立人の船員保険被保険者台帳（以下、「被保険者台帳」という。）にも、同様の記録が記載されている。

さらに、E県担当課長が昭和59年11月19日に申立人に対して回答した文

書（「船員保険被保険者期間について」）では、当該船舶所有者に係る資格取得年月日を 20 年 9 月 1 日、資格喪失年月日を不明〔昭和 21 年 4 月 1 日月変（報酬月額変更）〕、資格期間を『7 月以上』としており、事務手続の誤りを認めていることから、資格喪失日を 21 年 9 月 3 日とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、被保険者名簿及び被保険者台帳における昭和 21 年 4 月 1 日の標準報酬月額変更の記録より、300 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、小形船舶乗組員手帳により、B 丸に乗船していたことが確認できるものの、被保険者名簿及び被保険者台帳には申立人の船員保険被保険者としての資格取得日は昭和 20 年 9 月 1 日と記録されており、また、申立人より乗船時期の早い同僚に係る資格取得日も同日であることが確認できる上、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 12 日まで

社会保険事務所での記録では、A社に勤務していた昭和 36 年 3 月 6 日から 38 年 5 月 1 日までの期間については同年 12 月に支給決定され、39 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 12 日までの期間については 49 年 2 月に支給決定されている。このうち、最初の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間の脱退手当金については受給していないので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 11 か月後の昭和 49 年 2 月 15 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が受給を認めている期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示が記されているものの、申立期間に係る同名簿にはその表示が無い上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日と近い時期に資格喪失した女性 7 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、いずれも「脱」表示は無く、脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が昭和 61 年 1 月 31 日に発行した「厚生年金保険被保険者に関する記録事項確認票」には、申立人の脱退手当金の支給記録は無く、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 6 日から 35 年 3 月 16 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A 県の B 社に勤務していた申立期間について脱退手当金の支給記録があるとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金が支給決定された昭和 35 年 6 月 23 日には、既に C 県に転居し入籍しており、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 3 月 16 日の前後に資格喪失した女性 8 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 人については資格喪失後約 3 か月から 1 年 10 か月後に脱退手当金の支給決定がなされているが、当時の人事担当者に聴取したところ、「結婚退職者には必要に応じて脱退手当金に係る手続を説明していたが、脱退手当金の代理請求は行っていない。」と供述していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示は無い上、同名簿における申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は脱退手当金の支給決定前の昭和 35 年 5 月 10 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立人の夫は、「昭和 35 年 5 月 10 日に C 県 D 市で妻と入籍し同

居した後、脱退手当金が支給決定されたとする同年6月23日には、既に夫婦でD市からE市に転居していたが、当時、B社や社会保険事務所には連絡先は届けていないため、脱退手当金を受給できるはずはなく、脱退手当金は受給していない。」と供述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年4月までの期間及び47年8月から52年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から46年4月まで
② 昭和47年8月から52年2月まで

昭和45年10月から46年4月までと47年8月から52年2月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時、両親は商売をしており、父が国民年金保険料を納付してくれていた。

父は几帳面な性格であり、支払うべきものはきちんと支払っていた。

保険料の金額は、父が納付していたので憶えていない。保険料は隣組で毎月集金に来ていたのではないかと思う。

ピンクとか青色とか、年度で色の違う名刺より少し小さいくらいの真四角な領収書を憶えている。

父は、母の分と私の分とを一緒に毎月支払っていたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿より、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月に払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付には、直接関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとする父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定

申告書等)は無い上、父親から当時の国民年金保険料の納付状況について聴取することはできず、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 976

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から42年3月まで

私は中学校を卒業後の16歳から個人営業の店に住込みで勤め、国民年金には20歳になって加入した。自分で加入手続を行ったかどうかは憶えていないが、国民年金保険料を旧国道沿いにあった役場に払いに行ったことは、はっきりと憶えている。

国民年金への加入のきっかけは、義母である店のオーナーは遺族年金の受給者であることもあって、年金の有難さを実感し、オーナーも任意加入でありながらも国民年金に加入しており、オーナーからは常々年金は払うよう勧められていた。

社会保険事務所の国民年金保険料の納付記録では、昭和42年4月からの納付になっていて、20歳からの約6年間で1年弱しか払っていないとのことであるが、私の記憶と全く違っている。

確かに低額の給料で当時3か月ごとに保険料を払うのは大変であったが、オーナーから厳しく言われていたので、保険料は滞納することなく払っていたとずっと思っていた。年金は老後の支えとして強い思いを持っているので、是非、正しい納付記録への訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及びA市B区が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年8月24日に払い出されたことが確認でき、当該時点においては、申立期間の一部（昭和36年12月から40年6月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入及び保険料の納付についての申立人の記憶は不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 6 月まで

昭和 51 年 4 月に亡夫と一緒に会社を設立し、その後は私が夫の分も含めて国民年金保険料を集金人に渡していた。

平成元年ごろまでは、保険料が払えないときは未納にならないように夫の分も含めて保険料の免除申請を必ず行っており、夫が死亡した後に、自分の免除期間については追納した。

A 市 B 区役所に、毎年、申請の葉書を出し免除を申請していたはずなのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が昭和 50 年 11 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、社会保険庁の申立人夫婦に係る国民年金保険料の納付記録及び A 市 B 区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の夫が死亡するまでの間において、その夫に係る国民年金保険料が納付済みとなっている 59 年 10 月から同年 12 月までを除き、国民年金の加入期間における申立人夫婦の保険料の納付状況がほぼ一致していることから見て、夫婦二人の国民年金保険料は基本的には同一方法により納付されていたものと推認される。

また、社会保険事務所及び A 市 B 区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立期間については、申請免除の記録は無い上、国民年金保険料の納付記録も無く、このことは申立人の夫の記録及び社会保険事務所が保管する納付記録とも一致している。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人に係る追納記録において、1) 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は平成 6 年 10 月に、2)

昭和 60 年 6 月から同年 11 月までの保険料は平成 7 年 6 月に、3) 昭和 61 年 1 月から同年 4 月までの保険料は平成 7 年 1 月に、4) 申立期間直後の平成元年 7 月から 2 年 3 月までの保険料は、11 年 4 月に追納されており、いずれも 10 年の時効の直前月に追納されていることが確認されることから、申立期間のうち平成元年 4 月から同年 6 月までの期間は、免除申請を行わなかったために、納付することができなかつたものと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付又は免除を申請していたことを示す関連資料（日記等）は無い上、ほかに申立内容をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から平成 8 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から平成 8 年 8 月まで

申立期間当時、私は前妻と結婚していたが、A市B区役所又は銀行で納付書によって二人分の国民健康保険料と国民年金保険料を納めていた。昭和 63 年 5 月にA市B区から私名義の銀行口座に十数万円が振込まれているのは、保険料を納めていたことの証^{あかし}であり、国民年金保険料を納めていたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 47 年 3 月に任意加入被保険者資格を取得し同月分の国民年金保険料を納付しているものの、社会保険庁のオンライン記録により、国民年金被保険者資格を取得した後から平成 10 年 3 月までの間において、申立期間に係る場合を含む 7 回の厚生年金保険から国民年金への切替期間は、いずれも国民年金に未加入の期間とされていることが確認できることから、申立人は、この間において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻も、申立期間のうち申立人と婚姻中の期間については国民年金の未加入期間とされている上、昭和 63 年 5 月 13 日にA市B区から申立人の預金口座に十数万円が振り込まれていることが申立人提出の預金通帳の写しによって確認することができるものの、この振込金は、同年 4 月 15 日に生まれた申立人の次男の出産に係る国民健康保険の助産費であったものと推認でき、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していたことを裏付けるものとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保

険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私ども夫婦は、国民年金に加入した昭和 36 年 4 月から、私の弟と従業員の分も含めた 4 人分の国民年金保険料を、3 か月に 1 度、店に来ていた集金人に支払っていた。

私が保管している国民年金手帳には、昭和 36 年度分、37 年度分とも割印が押してあるのに、私が 65 歳で年金支給手続をした時に、37 年度の国民年金保険料が未納となっているとの説明を受けたので、そんなことはない^のと主張したが認められず無念の涙を呑んだ。申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市の集金人制度は昭和 38 年 5 月から開始されていることが確認でき、国民年金加入当初の 36 年から集金人に国民年金保険料を支払っていたとする申立内容は不自然である。

また、申立期間当時、国民年金手帳の検認台紙は、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、年度末の集金日又は翌年度の最初の集金日に国民年金手帳に割印を押して回収されていた上、一緒に集金人に国民年金保険料を支払っていたとする申立人の妻の国民年金手帳の昭和 36 年度欄及び 37 年度欄には昭和 38 年の印字がある割印が押されていることが確認でき、38 年度から集金人への国民年金保険料の支払いが開始されたもの^のと考えるのが自然である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄には昭和 36 年度及び 37 年度とも検認印が押されていないものの、社会保険庁の特殊台帳及びオンライン記録において、申立人の 36 年度分の国民年金保険料は納付済みとされている一方で、37 年度分の国民年金保険料は未納とされていることが確認で

きるとともに、社会保険庁のオンライン記録及びA市B区役所の国民年金被保険者名簿により、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻、弟及び従業員も36年度分の国民年金保険料は納付済みとされているが、37年度分の国民年金保険料は未納とされていることが確認できる。

加えて、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私ども夫婦は、国民年金に加入した昭和 36 年 4 月から、夫の弟と従業員の分も含めた 4 人分の国民年金保険料を、3 か月に 1 度、店に来ていた集金人に支払っていた。

私が保管している国民年金手帳には、昭和 36 年度分、37 年度分とも割印が押してあるのに、夫が 65 歳で年金支給手続をした時に、37 年度の国民年金保険料が未納となっているとの説明を受けたので、そんなことはない^のと主張したが認められず無念の涙を呑んだ。申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市の集金人制度は昭和 38 年 5 月から開始されていることが確認でき、国民年金加入当初の 36 年から集金人に国民年金保険料を支払っていたとする申立内容は不自然である。

また、申立期間当時、国民年金手帳の検認台紙は国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、年度末の集金日又は翌年度の最初の集金日に国民年金手帳に割印を押して回収していたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳の昭和 36 年度欄及び 37 年度欄には昭和 38 年の印字がある割印が押されていることから、38 年度から集金人への国民年金保険料の支払いが開始されたもの^と考えるのが自然である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄には昭和 36 年度及び 37 年度とも検認印が押されていないものの、社会保険庁の特殊台帳及びオンライン記録において、申立人の 36 年度分の国民年金保険料は納付済みとされている一方で、37 年度分の国民年金保険料は未納とされていることが確認で

きるとともに、社会保険庁のオンライン記録及びA市B区役所の国民年金被保険者名簿により、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫、義弟及び従業員も 36 年度分の国民年金保険料は納付済みとされている一方で、37 年度分の国民年金保険料は未納とされていることが確認できる。

加えて、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年8月まで

昭和40年1月に結婚し46年10月に離婚するまでの間、A市に居住していた。当時の夫は病院の院長だったので、経済的に国民年金保険料を納付できなかったはずはないと思う。国民年金の加入手続は私自身が行ったと思うが、お金の管理はすべて夫と税理士に任せており、国民年金保険料も夫か税理士が納付してくれていたと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月ごろに払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、社会保険庁の特殊台帳により、申立人の昭和47年11月から48年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間に係る国民年金保険料が、それぞれ申立人の元夫と離婚した後の50年12月及び54年5月に特例納付されていることが確認できるものの、申立人は、A市在住当時、元夫か税理士が申立人の国民年金保険料を納付していたとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が特例納付により納付されたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の元夫及び税理士が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立人の元夫及び税理士が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを

うかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月及び同年 9 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月
② 昭和 38 年 9 月から 42 年 3 月まで

20 歳になった誕生日に合わせて、昭和 38 年 3 月から国民年金に加入したが、当時は国民年金保険料を町内会若しくは婦人会でまとめて集金する慣例となっており、私の居住していた近辺では、近隣の人やその家族が集金をしていた。最初の保険料月額は途中から倍となったが保険料を隣人と一緒に支払っていた明確な記憶がある。

大らかな時代背景もあり、特に不払いも無かったためか、町内会の方が各家庭を訪れる形で集金し、集めた保険料は町内会側で管理してくれていたものと思う。

国民年金保険料の納付記録で、未納とされている昭和 38 年 3 月及び同年 9 月から 42 年 3 月までの期間も、確かに国民年金保険料を納付している。

是非とも何らかの方法で再調査の上、国民年金保険料の納付記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 3 月 1 日に払い出されていることが確認でき、当該国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人と同姓（漢字も同一）の者 9 人が連番で国民年金手帳記号番号を払い出されていることが確認できるとともに、A 市に照会した結果、同市は、昭和 41 年度に国民年金の強制加入被保険者でありながら加入していなかった者に対し、職権により国民年金の適用を行った記録があり、社会保険事務所の職権による適用と推測される旨の回答が得られていることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、職権適用により払い出されたものであると考えるの

が自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部（申立期間①及び②のうち昭和 38 年 9 月から 39 年 12 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月までの期間、同年 11 月から 44 年 5 月までの期間、45 年 2 月から同年 10 月までの期間、46 年 8 月から 49 年 3 月までの期間、同年 4 月から 50 年 3 月までの期間のうちの 9 か月、53 年 12 月から 58 年 1 月までの期間、59 年 5 月から平成 3 年 2 月までの期間、同年 8 月から 4 年 7 月までの期間及び 5 年 7 月から 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月まで
② 昭和 42 年 11 月から 44 年 5 月まで
③ 昭和 45 年 2 月から同年 10 月まで
④ 昭和 46 年 8 月から 49 年 3 月まで
⑤ 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までのうちの 9 か月
⑥ 昭和 53 年 12 月から 58 年 1 月まで
⑦ 昭和 59 年 5 月から平成 3 年 2 月まで
⑧ 平成 3 年 8 月から 4 年 7 月まで
⑨ 平成 5 年 7 月から 8 年 3 月まで

A 市の借家に住んでいた 30 歳代のころ、A 市の職員に国民年金保険料を継続して納付し、その後、納付が難しくなったので、3 年間、保険料の納付を免除してもらったことを憶えている。

その後、夫が昭和 59 年 9 月末に B 社を退職した際、A 市役所において、退職金の一部を充てて、保険料が未納となっていた全期間及び将来納付すべき期間についての国民年金保険料をすべて納付した。

その時の領収書は引っ越しの際に紛失してしまったが、保険料は納付しているはずなので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和 49 年

4月ごろに払い出され、その後、53年12月に結婚に伴い、国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるが、その後60歳に到達するまで、国民年金に係る何らかのを行ったことを示す事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人の夫が昭和59年9月30日でB社を退職した際、その退職金により、申立人に係る未納とされている国民年金保険料及び将来納付すべき保険料をすべて納付した旨を主張しているが、その当時は特例納付が実施されていた期間ではないこと、結婚後の任意加入期間については国民年金保険料を遡及^{そきゅう}して納付することはできないこと、及び年度を越えて国民年金保険料を前納することはできないことから判断すると、申立期間についてまとめて納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は既に死亡しており、昭和59年当時における国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立期間について、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から平成 3 年1月までの期間、4 年4月から同年 6 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月から 6 年3月までの期間、7 年2月及び同年 3 月並びに同年 6 月から 8 年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年4月から平成 3 年1月まで
② 平成 4 年4月から同年 6 月まで
③ 平成 4 年 10 月
④ 平成 4 年 12 月から 6 年3月まで
⑤ 平成 7 年2月及び同年 3 月
⑥ 平成 7 年6月から 8 年2月まで

体に負担がかかる仕事をしていたため、老後のことを考えて国民年金に加入し、保険料を納付してきた。経済的に余裕があり、保険料を納付していない月があることは考えられない。毎月、A団地に住んでいた人が保険料の集金に訪れていたと思う。

納付した国民年金保険料の領収証は処分してしまったが、「あと1年ですね。」と言われ、提示された国民年金保険料をB市C区役所に持って行き納付したことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る国民年金手帳記号番号は、平成元年9月 26 日に払い出されており、申立期間①のうち、昭和 61 年4月から 62 年6月までの期間は、その時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立期間①のうち、昭和 62 年7月から平成元年9月までの期間については、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、国民年金保険料の現年度納付及び過年度納付が可能な期間であり、B市C

区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記載から、当該期間について保険料の納付書が発行されたものと推認できるものの、当該期間の国民年金保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の保険料が現年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人と申立人宅に同居していた申立人の次男の国民年金保険料の納付状況はほぼ同じであることが確認でき、次男も、平成2年4月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年4月から3年1月までの保険料は未納とされていることからみて、同年6月24日の次男の国民年金加入手続を契機に、同年2月分の保険料から申立人とその次男と一緒に納付を始めたと考えるのが自然である。

- 2 また、各申立期間に近接する期間に係る国民年金保険料は、申立人及びその次男がほぼ過年度納付により納付していることが確認でき、集金により過年度保険料を納付することはできなかったものと考えられ、毎月、集金で保険料を納付していたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間は6期間にも及び、合計で89か月と比較的長期間であるが、申立人は、すべての申立期間を通してB市C区に居住していることから、同一区において区役所及び社会保険事務所のいずれの行政機関においても納付された国民年金保険料が複数回にわたり、すべて記録されないことは考え難い。

加えて、申立人は、いずれの申立期間についても国民年金保険料の納付金額等に関する記憶は無く、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、最後の1年分の国民年金保険料を納付したとの申立人の主張については、申立人が60歳に到達する前の1年間を含む平成8年4月以降の国民年金保険料は、社会保険庁の記録によると、ほぼ毎月納付されていることが確認でき、ほかに該当すると思われる期間も見当たらない。仮に、申立人が国民年金保険料の納付時期及び納付期間に関する記憶を誤っており、国民年金加入時に時効となっていない期間までさかのぼって国民年金保険料を納付したのと考えても、その時点において納付すべき保険料額と申立人が納付したと主張する金額とは大きく異なる上、その大部分の保険料については、B市C区役所が収納することはできなかったものと考えられ、納付状況に関する申立人の記憶は不明確である。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年12月までの期間及び50年8月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から49年12月まで
② 昭和50年8月から51年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

私は、申立期間の保険料納付については、母親から「あなたの国民年金の保険料は支払っている。」と聞かされていたし、領収書も見せてもらったことがあり、母親が私の国民年金保険料を支払っていたのは間違いないので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているものの、申立人の母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、保険料の納付等に直接関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、平成8年3月から同年4月にかけて国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、この払出時点においては、申立期間①及び②の国民年金保険料は、既に時効により納付することができなかつたものと考えられる上、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①については、19年11月に国民年金の被保険者資格喪失日が追加されており、申立期間②については、8年3月及び19年11月に国民年金の被保険者資格得喪日が追加されていることから判断すると、申立期間当時、申立人は国民年金に加入

していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた市町村において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人には、申立期間以外にも複数の保険料の未納期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から56年9月まで

私は、昭和48年11月に結婚した。その当時は、町内会で選出された集金係が自宅まで国民年金保険料を徴収に来ていたので、その集金人に夫婦二人分の保険料を、私自身が納付していた。夫の保険料は、申立期間においても未納は無いことから、私のみが納付していないということはありません。

なお、領収書は地震により紛失し、所有していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての申立人の記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和48年11月の結婚を契機に、当時のA市B支所C出張所において国民年金の加入手続を行ったのではないかとしているが、申立人から提出された年金手帳は、49年11月から交付が始まった規格であるオレンジ色の年金手帳であり、加入手続を行ったとする時点と当該手帳の交付時期とが符合しない上、申立人は別の年金手帳は所持していないと供述している。

さらに、申立人は、町内会で選出した集金人が自宅を訪問し、国民年金保険料を徴収していたと主張しているものの、A市によると、昭和49年度に国民年金推進員（集金人）制度を廃止し、国民年金保険料納付方法を全面的に納付書方式に切り替えたと説明しており、申立期間の終期である昭和56年9月まで集金人制度が存続したとの事実は確認できない上、申立人は、国民年金保険料の集金を担当していた関係者は、既に死亡しており、申立人が集金人を通じて保険料を納付していたことを供述できる人はいないとしている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 12 月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の一部は、過年度納付及び現年度納付により、国民年金保険料を納付することが可能であったものの、申立人に保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 59 年 3 月まで

私は昭和 59 年 12 月に結婚し、その 1、2 か月後の 60 年 1 月か 2 月ごろに、社会保険事務所から 5 年間さかのぼって国民年金保険料を納付できる旨の通知を受け取った。このため、夫が同年 2 月ごろ、社会保険事務所に出向き、5 年間分の国民年金保険料を同事務所で支払ったと言っていたことを記憶している。

しかし、私が平成 19 年 9 月に年金記録を確認したところ、昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの納付記録はあるものの、55 年 1 月から 59 年 3 月までが未納となっていた。私と夫は、社会保険事務所からの通知により 5 年間さかのぼって未納分の金額を納めた鮮明な記憶があるため、この期間の納付記録が無いのは保険料を横領等されたためではと考えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 3 月に払い出されていることが確認でき、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の大半（昭和 55 年 1 月から 57 年 12 月までの期間）は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 60 年 2 月ごろに 5 年間分の国民年金保険料を支払ったとしているが、この時期は、特例納付が実施されていた期間ではないことから、特例納付により申立期間の国民年金保険料を一括納付することはできな

かったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、最大限さかのぼって過年度納付と現年度納付とを行ったとした場合の保険料額は、申立人が一括して納付したとする金額とは大きく異なる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から同年 11 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

何十年も間違いなく、国民年金保険料を支払い続けてきており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金の第 3 号被保険者資格について、当初、昭和 61 年 4 月 1 日に同資格を取得し、63 年 9 月 1 日に同資格を喪失とされていたものが、平成 8 年 1 月 19 日付けで、昭和 61 年 4 月 1 日に同資格を取得し、同年 5 月 21 日に同資格を喪失した後、同年 12 月 1 日に同資格を再取得し、63 年 9 月 1 日に同資格を喪失したことに訂正されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、社会保険事務所が、年金記録を訂正したことにより未納期間とされたものであることから見て、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことは考え難い。

また、当時、申立人が居住していた A 市 B 区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、「平成 8 年 1 月『得喪訂正社保進達 第 3 号特例届受付 (61.12~63.8) 』」との記載があることから、当該訂正は申立人からの届出に基づき訂正処理されたことが確認できる。

さらに、平成 8 年の年金記録の訂正時点においては、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付することはできなかつたと考えられるとともに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から48年4月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料納付の事実が確認できないとの回答をもらった。

国民年金保険料は間違いなく支払っており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び保険料納付に係る申立人の記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間のうち昭和44年11月から48年3月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、48年4月21日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、これ以前においては、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることから、申立人は国民年金の任意加入被保険者とされ、さかのぼって被保険者資格を取得できず、この結果、申立期間に係る国民年金保険料は、納付することもできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間のうち昭和48年4月については、社会保険事務所の記録から、申立人は、同年5月に申立人の夫と連番で、国民年金手帳記号番号の払出しを受けるとともに、申立人の夫は、同月から国民年金保険料を納付し始めていることが確認でき、申立人においてもその夫と同様に同時点から国民年金保険料の納付を始めたものとするのが自然である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうか

がわせる事情が見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 53 年 12 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。年金手帳を 2 冊持っていたが古い方の手帳は紛失した。古い方の年金手帳は昭和 52 年 1 月ごろに交付を受け、国民年金保険料は銀行で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかないの
で、調査の上、納付記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に係る申立人の記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、社会保険事務所の記録及び申立人の所持する年金手帳から、昭和 54 年 1 月 19 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間に係る国民年金保険料はさかのぼって納付することができなかつたものと考えられるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 59 年 3 月 30 日まで

私は、A県出身で、昭和 56 年に友人 3 人と一緒にB社に入社したが、申立期間の厚生年金保険加入歴が確認できなかった。

申立期間当時、勤めていたB社には、C、D、E、F、G、H市等に直営店があり、今も営業していると思う。

当時の社長、専務の名前も憶えており、^{おぼ}常務もいた。

申立期間当時、私は寮に住んでおり、寮の近くには当時の友人が今も住んでいるので、在籍していたことを証明してくれると思う。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録において昭和 57 年 4 月 14 日から 59 年 2 月 23 日までの間加入履歴があること、B社の事務担当者の供述及び申立人が記憶する当時の社長の名前が一致することから判断すると、申立人が申立期間のうち少なくとも 57 年 4 月から 59 年 2 月までの間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿により、同社が新規に厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 3 年 9 月 1 日であり、申立人が申立期間当時の社長、専務として名前を挙げた者を含む 11 人は、同社が適用事業所となった日付でB社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当該 11 人のうち、申立人が申立期間当時の社長、専務として名前を挙げた 2 人を含む 6 人は、平成 3 年 9 月 1 日以前の期間については、国民年金に加入していることが確認できる上、B社の事務担当者は、「申立人が勤務していた時期には、当社は社会保険に加入

していなかった。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月から28年3月まで

昭和25年10月から28年3月まで、A鉱業所（事業主は、B。）に勤務し、自家用トラックの助手として、運搬等に従事した。また、事業主の送迎も行っていた。選別場のポンプ故障の修理中に足を怪我し、C病院で健康保険被保険者証を使用して、10針縫う治療を受けたことを明確に記憶している。

確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたと主張しているA鉱業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できず、また、申立事業所の所在地の近隣に所在し、申立人が勤務していた可能性があると考えられる厚生年金保険の適用事業所であったD社、E鉱業所及びF社G鉱業所の厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前は無く、これらの事業所において厚生年金保険の被保険者となった事実が確認できない。

さらに、申立人が健康保険被保険者証を使用し、怪我の治療を行ったとするC病院においても、カルテ等の記録が保存されておらず、その事実が確認できない上、申立人が名前を挙げた事業主の氏名を基に調査しても、申立人が勤務していたとする事業所が特定できない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚についても、名字だけのため連絡先が判明せず、当時の事情について聴取することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係

る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月ごろから37年8月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B出張所（社会保険事務所の記録では、A社。以下同じ。）に勤務していた昭和32年4月ごろから37年8月ごろまでの加入記録が漏れていたことが分かった。従業員の名前は、所長がC、代表者がD、経理係がE、F、G（申立人の妻）、現場員がH、I、J、運輸関係が自分とKであった。当時、給与から引かれている金額が多いと同僚と話していた記憶もあり、また、同社を退職した際、失業保険も受給している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の一部においてA社B出張所における厚生年金保険被保険者記録を有する複数の同僚の名前を記憶しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できた同僚一人を含む複数の同僚が申立人の名前を記憶していることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該事業所の本社であるL県に所在するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立人の同被保険者記録は確認できない。

また、申立人が名前を挙げている同僚のうち、申立人と同じ運搬業務に従事していたと思われる同僚一人、及び申立人からの聴き取りにより確認できた申立人の前任者と思われる者を含む数人の名前がA社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できない上、同名簿において名前が確認で

きる同僚の一人は、申立人は自分が退職した時にはまだ在職していたと供述しているにもかかわらず、申立期間より前にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、さらに、他の同僚の一人は、同名簿に記載されている同資格取得日より前から勤務している旨の供述をしていること、及びその他勤務期間と被保険者期間が一致しないと思われる者が一人いることから判断すると、当時、事業主は従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社B出張所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は病気入院中のため事情を聴取することができず、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、改製原戸籍の附票の記録によれば、申立人は、申立期間中の昭和34年8月25日に、当該事業所の所在地とは異なる他県に住所を定めており、上記のとおり、当該事業所も申立期間中の36年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 10 日から 33 年 9 月 7 日まで

昭和 28 年 4 月から 33 年 9 月まで勤務した A 社（勤務先は、B 県 C 市。）における厚生年金保険の加入期間が「脱退手当金支給済」との回答を受け、社会保険審査会に審査請求、再審査請求を行ってきたが、いずれも棄却されてきた。

脱退手当金が支給された時期は、D 市に住んでおり、受け取った記憶も無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社において、申立人が当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 33 年 9 月 7 日前後に同資格を喪失した女性 16 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 人全員について脱退手当金の支給決定記録が確認でき、また、脱退手当金の支給決定記録が確認できる複数の同僚が、「自分は、退職時に会社から脱退手当金の説明を受け、会社に代理請求してもらった。」旨を供述している。

さらに、申立人の脱退手当金の支給決定は、A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 34 年 6 月 30 日であるが、同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した約 18 か月後に脱退手当金の支給決定を受けている同僚が、事業主による代理請求で脱退手当金を受給した旨の供述をしていることなどから判断すると、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていた事情がうかがわれる。

加えて、社会保険庁に申立人の A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳が保管されており、同台帳において記録されている昭和 32 年 9 月 30 日までの標準報酬月額、厚生年金保険被保険者期間等は、社会保険事務所が保管する健康保

険厚生年金保険被保険者名簿における記載内容との齟齬^{そご}が見られないとともに、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したと思われる記録があり、同回答日は申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約3か月後となっている上、同回答日から6か月後に脱退手当金が支給決定されており、支給決定内容も支給対象月数及び支給額に齟齬^{そご}は見られないなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。

なお、申立人に係る脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前の時期である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 31 日から 53 年 8 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
しかし、長男を出産する直前の昭和 53 年 8 月末日まで勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B営業所における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる上、申立人が名前を挙げた当該事業所における上司の元A社B営業所長は、申立人は自分が採用し申立期間において勤務していた旨を供述しており、他の同僚一人も勤務事実について同様の供述をしていることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においても当該事業所に勤務していたことは推認される。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和 51 年 10 月 25 日資格取得、同年 10 月 31 日資格喪失と記録されており、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、資格喪失後の同年 12 月 10 日に健康保険証を返納した記録が確認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の所在も不明であることから、当時の

人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた当該事業所における同僚で、申立人を採用した上司の元A社B営業所長は、「採用後間もなく、申立人から、夫の扶養に入らなければならないので正社員からパートに変えてほしいと頼まれた。当時、A社ではパート雇用の制度はなかったが、自分が本社の人事担当の専務に無理やり頼んでパート雇用に変えてもらったので、申立期間には厚生年金保険に加入していなかった。」旨を供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年ごろから 36 年ごろまで

昭和 34 年 3 月に高校卒業後、数か月間を経て A 社に就職した。申立期間においては、B 市内の 3 か所 (C 町、D 町、E 町) の店舗に勤務し、事業主から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が供述する申立期間における勤務状況が、申立期間又はその一部において A 社における厚生年金保険被保険者記録がある同僚二人の供述とほぼ一致し、このうちの同僚一人が、申立人が勤務していたことを記憶していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間当時において、3 か所の店舗を統括する立場にあった同僚は、「3 か月から 6 か月の試用期間を満了して正社員に登用された従業員ならば、何らかの形で記憶に残るはずだが、申立人についてははっきりとした記憶が無い。申立人は、試用期間が満了する前に退職していたのではないか。」と供述しており、配送業務に従事し各店舗間を頻繁に往来していた同僚も、「2、3 年間勤務していた者であれば何らかの記憶が残るが、申立人については記憶が無い。」と供述しており、申立人が勤務していたことを記憶している同僚も、自分が勤務していた昭和 34 年 4 月から 2 年間程度のうちのわずかな期間しか

申立人と一緒に仕事をしていなかったと供述していることなどから判断すると、申立人が申立てに係る全期間においてA社において勤務していたとは考え難い上、申立人は、同年3月に高校卒業後、数か月を経てA社に就職し、約2年6か月勤務したと申し立てているが、申立期間中の35年3月からの2か月間において、他の事業所における厚生年金保険被保険者記録を有することに関する申立人の記憶は定かではない。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から同年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社（現在は、B社。以下同じ。）に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入期間が無いとの回答を受けた。給料より厚生年金保険料を差し引かれていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録で確認できた同僚一人の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していた可能性が認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。また、申立期間当時勤務していた複数の同僚から、当該事業所には、入社して3か月から1年ぐらいの見習期間があり、その期間は社会保険に加入していなかったとの供述が得られており、申立人自身は見習期間の有無については記憶していない。

また、申立期間当時勤務していた複数の同僚から、当該事業所には、入社して3か月から1年ぐらいの見習期間があり、その期間は社会保険に加入していなかったとの供述が得られており、申立人自身は見習期間の有無については記憶していない。

さらに、B社からは、厚生年金保険被保険者資格の得喪等の届出、厚生年金保険料の納付、当時の勤務形態についても不明との回答を得ており、当時の事務担当者と思われる同僚二人についても、既に死亡しているなどにより当時の事情を聴取することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから 34 年 12 月ごろまで
昭和 32 年 4 月に A 社に入社し、34 年 12 月まで勤務したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。
給料は、1 万 8,000 円から 2 万円ではなかったかと思うが、50 年前のことなので、はっきりと記憶には無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した同僚であったとする者と一緒に写った写真、及び仕事内容等の具体的な記憶から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号 B 番（昭和 32 年 1 月 3 日に資格取得）から C 番（昭和 32 年 5 月 27 日に資格取得）までを調査したものの、申立人の記録は見当たらず、健康保険整理番号に前後の乱れや欠番は無い上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載されている昭和 32 年 3 月 21 日から同年 5 月 24 日までの記録も上記名簿と一致しており、年金番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主に照会したところ、申立てに係る事実を確認できる人事記録や賃金台帳等の資料は保管していないとしており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料や供述を得ることはできない。

さらに、申立人は複数の同僚等を記憶しているとしているものの、その連絡先などは不明である上、名字のみの記憶であるために、その所在を確認することはできず、申立人が入社したとする時期に、同事業所において厚生年金保

険の被保険者資格を取得し、申立人と同年齢の女性従業員5人のうち、連絡先が判明した二人（申立人と同一職種）に照会したものの、厚生年金保険の適用状況に関する有力な供述は得られない。

加えて、事業主による厚生年金保険料の控除について、申立人に明確な記憶が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月ごろから23年11月30日まで
昭和22年6月にA県B郡C村（現在は、D町。）にあったE研究所に入所し、23年11月に退所したが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

同研究所の農場は、元は開墾地であり、政府の援助により青少年育成のために始められたものと聞いている。

A県B郡D町役場に調査を依頼したが、「書類保存期間は10年であり、調査不能。」との返事であり、また、社会保険事務所からは、「申立てに係る事業所は、社会保険適用事業所としての記録は見当たらない。」との回答を受けているが、申立期間について、当該事業所に勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した同僚であったとする者と一緒に写った写真、及びE研究所への入所の経緯、勤務場所等の具体的な記憶から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録等において、申立人が勤務していたとするE研究所又はC村F研究所との名称、及び類似の名称（B郡で、名称に「C」が入っている9事業所及び名称に「A県」と入っている12事業所）を有する事業所のうち、申立期間当時に厚生年金保険適用事業所であったことが確認できる事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和28年以前の記録の一部は焼失により存在せず、現存する同被保険者名簿には申立人

の氏名の記録は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無く、また、G共済組合及びH共済組合のいずれも申立人に該当する氏名の記載は見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の氏名を複数の読み方で検索したものの、申立期間における申立人の氏名を確認することはできない。

加えて、同事業所は当時の所在地には現存せず、事業主の所在は不明である上、申立人は複数の同僚等の名前を記憶しているものの、その連絡先は不明であり、また、名字のみの記憶であるために、その所在を確認することができず、申立期間当時における申立人に係る勤務実態や事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の事業主による控除についての明確な記憶が申立人に無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月ごろから27年2月ごろまで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

私は、現在のA市B区Cの米軍キャンプ内にあったD社でアメリカ進駐軍に雇われて勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の名前を記憶していないため、同僚の供述を得ることはできないものの、D社への入社経緯、業務内容及び米軍キャンプ内のレイバーオフィス（事務所）の状況説明など、申立人の供述は非常に詳細であることから、期間の特定はできないものの、D社に勤務していた可能性をうかがうことができる。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするD社については、社会保険庁及び社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、社会保険事務所が保管する申立人が主張する所在地を所轄していた管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間よりも前の昭和25年1月7日から30年6月19日までの申立期間を包含する期間において、申立人の名前を確認することができない。

さらに、当該事業所は現存せず、当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は無く、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、申立人は、「事業主からは、健康保険被保険者証をもらった記憶は

無い。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所の記録では、昭和25年4月1日から28年3月21日まで勤務したA社と、33年2月1日から同年8月1日まで勤務したB社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

A社を退職した昭和28年の秋に脱退手当金を受給したと記憶しているが、B社を退職した時に受給したことは無いので、B社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間前に勤務したA社に係る脱退手当金についてのみ申立期間前に受給したと主張しているが、申立期間前における脱退手当金の支給記録は無い。

また、申立人がA社分として受給したと主張している金額は、同事業所における厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とした場合の支給額と開きがあるなど、申立期間前に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、申立期間に係るB社の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されている上、社会保険庁の記録上、脱退手当金は申立期間後に申立期間とその前の期間とを基礎として支給されており、これら両期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和34年1月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当た

らない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から39年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、勤務していた同僚の名前も記憶しており、申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支店における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和39年7月1日となっており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の払出日は昭和39年7月1日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため照会することができない上、当該事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時、営業担当は歩合給で、厚生年金保険の加入については試用期間が設けられていた。」、「申立人が勤務していた記憶はあるが、厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」

と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から24年2月20日まで
② 昭和24年4月27日から26年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和23年4月から26年9月に退職するまで勤務したA社B炭坑における被保険者期間が24年2月20日から同年4月27日までとの回答があった。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は、昭和24年2月20日にA社B炭坑に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月27日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、申立人は、昭和24年2月20日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚4人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述しており、このほか連絡が取れる同僚がいないことから、当時の人事記録等による勤務実

態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月から同年 8 月まで
② 昭和 43 年 2 月から同年 8 月まで
③ 昭和 44 年 2 月から同年 8 月まで
④ 昭和 45 年 2 月から同年 8 月まで
⑤ 昭和 46 年 2 月から同年 8 月まで
⑥ 昭和 47 年 2 月から同年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。以下同じ。）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

申立期間当時、実家の仕事を手伝っていたが、昭和 42 年から 47 年にかけて、各年の 2 月から 8 月まで当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険被保険者記録が昭和 43 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで確認できること、及び同事業所における申立人の供述から判断すると、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、B社に照会したところ、「申立事業

所から事業の権利を譲り受けているが、労働者名簿等は引き継いでおらず、申立ての事実は確認できない。」と回答している上、当時の同僚は、「当時、申立人が勤務していた記憶はあるが、申立事業所では試用期間があり、すぐに退職しないかどうかの見極めをした上で、厚生年金保険の加入をさせていたので、季節的に勤務される方については加入させていなかったかもしれない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人はすべての申立期間について国民年金に加入し、現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から41年6月1日まで
② 昭和41年9月6日から43年1月10日まで
③ 昭和49年1月1日から平成2年10月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(B市)における厚生年金保険被保険者期間は75か月となっているが、昭和38年6月から平成2年10月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したと主張しているA社については、社会保険事務所の記録によれば昭和41年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については、適用事業所としての記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間①のうち昭和39年8月14日から40年4月6日までの期間について、会社名は特定できないものの、C公共職業安定所管内の事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録が確認でき、申立人の妻は「時期は不明であるが、仕事で県外に単身赴任していた。」と供述していること、及び申立事業所にはB市以外に店舗が存在しないことと合わせて判断すると、申立人は、当該期間において申立事業所とは別の事業所に勤務していたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申

立人が勤務していた記憶はあるが、申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立てに係る事実は確認できない。」と回答している上、同事業所における申立人の同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務時期は記憶しておらず、厚生年金保険の適用に関する情報についても分からない。」と供述しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 41 年 9 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、43 年 1 月 10 日に再取得していること及び 41 年 10 月 1 日に健康保険証を回収したことを意味する「41.10.1 証回収」の記録が確認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、昭和 41 年 9 月 5 日から 42 年 12 月 31 日までの期間について、申立事業所とは別の事業所であるD社に係る申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから判断すると、申立期間②当時、申立人はA社ではなく、D社に勤務していたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る関係資料等は保存していないが、申立人は一時退職し、昭和 43 年 1 月ごろに再雇用した記憶がある。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務時期は記憶しておらず、厚生年金保険の適用に関する情報についても分からない。」と供述している。

なお、社会保険事務所の記録によれば、D社は昭和 54 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②については適用事業所としての記録は確認できない。

- 3 申立期間③について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和 49 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月 24 日に健康保険証が回収できないことを示す「回収（返納）不能届済、49.4.24」のスタンプ印が確認できるが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間③における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人を昭和 43 年 1 月ごろに再雇用した後の退職時期は不明であるが、厚生年金保険の被保険者資格喪失の手続きは適正に行っていた。」と回答し

ている上、当時、当該事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務時期は記憶しておらず、厚生年金保険の適用に関する情報についても分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 4 加えて、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてこれら申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から34年1月11日まで
社会保険事務所の記録では、昭和25年1月から34年1月にかけて勤務していたA社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

私は受給した憶え^{おぼ}は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年1月の前後1年以内に資格喪失した3人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、いずれも資格喪失日後約3か月から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続は退職後間も無いことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る備考欄には「昭和34年3月31日生年月日訂正」の記述（支給決定日の約1か月前となり、請求手続に合わせての手続があったと考えられる。）があるとともに、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されていないものの、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をまとめたデータを、昭和34年3月18日に当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記載され、その約1か月後の同年4月23日に支給決定されている。

さらに、申立人の申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、資格喪失日当時は通算年金制度創設前であった。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 7 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 29 年 10 月 14 日から 30 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 1 月 26 日から 37 年 1 月 27 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 29 年 6 月から 37 年 1 月にかけて勤務した A 社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立人が記載されているページとその前後の 8 ページに記載されている女性 113 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人の資格喪失日前後 1 年間に資格喪失している申立人を含む女性 8 人のうち、5 人に脱退手当金の支給記録があり、全員について資格喪失日の約 2 か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ昭和 37 年 2 月 26 日に回答したことが記載されており、その約 2 か月後の同年 4 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶は無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月 17 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 62 年 2 月 17 日から同年 3 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。申立期間①については、A社に勤務していた期間であり、また、申立期間②については、B社で勤務していた期間である。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が勤務していたとするA社及びB社の両事業所について、公共職業安定所が保管する雇用保険被保険者記録と社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者記録は一致しており、両申立期間について、公共職業安定所が保管する雇用保険被保険者記録において、申立人の被保険者記録は確認できない。

2 申立期間①については、A社が保存している人事発令書（採用日は昭和 61 年 10 月 1 日）に記載されている申立人及び同僚 12 人の全員について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 61 年 10 月 1 日とされており、人事発令書に記載されている採用日と一致している。

また、採用日が同じ複数の同僚から聴取した結果、試用期間は無かったとの供述を得ている上、申立人が名前を記憶しているA社C支店で一緒に勤務していた同僚は、申立人の名前を記憶しているものの、申立人の入社

日については記憶していないと供述しており、申立人が申立期間①について当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

さらに、A社では、申立期間当時の申立人に係る給与明細書、人事記録等を保存しておらず、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立期間②については、B社が保存している身上調査書により、当該事業所に勤務していたことが確認できるものの、同社が保存している給与引き去り内訳表の記載内容により、当該期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人が昭和62年3月21日に資格取得をしたことが確認できる。

- 4 加えて、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月から33年1月まで
② 昭和33年10月から35年5月まで
③ 昭和36年6月から37年9月まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和32年11月から37年9月まで勤務したA社において、上記期間に係る加入記録が無いとの回答をもらった。

勤務場所はB市、C市、D市と変わったが、A社の本店、支店及び営業所において継続して勤務し、また、同じ勤務先であった妻と昭和36年5月に結婚しており、入社直後と途中の期間及び退職前の3つの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、A社E支店もしくは営業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、A社(本店)は、昭和27年7月1日に適用事業所となり、34年7月1日に適用事業所に該当しなくなっていること、また、A社F支店(昭和33年5月7日に名称をG社H営業所に変更。以下同じ。)は33年2月1日に適用事業所となり、36年9月1日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

申立人は、すべての申立期間において、B市、C市、D市に所在していたA社の本店、支店及び営業所において継続して勤務していたと主張しているものの、同期間に所属していた事業所の名称及び当該事業所での勤務期間について具体的な説明を得ることはできない。

また、申立期間前後において、申立人の被保険者記録が確認できるA社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間

に係る記録は確認できず、同名簿に名前の記載がある者から聴取しても、申立人がA社に勤務していたことの記憶はあるものの、申立期間当時に所属していた事業所（本店、支店の別）や当該事業所での勤務期間までは分からないとの供述しか得られず、申立人が申立期間において、申立ての事業所に勤務していたことを確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所の本社及び支店、営業所と推認され、かつ、適用事業所とされる3事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の記録は確認することができない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるA社F支店は、社会保険事務所の記録によれば、既に適用事業所に該当しなくなっている上、上記3事業所とも同じく、適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の供述を得ることはできず、また、A社F支店に係る被保険者名簿に記載のある複数の者から聴取しても、厚生年金保険の適用状況に関する情報も得ることができないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 31 日から 59 年 6 月 29 日まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和 58 年 12 月 31 日から 59 年 6 月 29 日までの厚生年金保険第四種被保険者の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社を退職する際、会社の労務担当より任意継続を進言され、退職時に手続をしたもので、保険料は社会保険事務所で納付していた。当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 12 月まで勤務したA社を退職する際、同社において厚生年金保険の第四種被保険者資格取得の手続をしたと供述しているが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険第四種被保険者台帳によると、申立人の第四種被保険者資格取得年月日は 59 年 6 月 29 日と記載されているとともに、厚生年金保険老齢年金の受給に必要な被保険者期間 240 月に対し 87 月の保険料納付が必要な旨の計算式と第四種被保険者期間「59 年 6 月より 66 年 8 月まで」との記載が確認でき、このほか、何ら不自然な点は見られない。

また、昭和 60 年改正前の厚生年金保険法によると、第四種被保険者資格の取得日は、「最後に被保険者の資格を喪失した日又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に、被保険者の資格を取得するものとする。」とされており、厚生年金保険第四種被保険者台帳に記載されている申立人の第四種被保険者資格取得年月日である 59 年 6 月 29 日は、申立人の意思に基づくものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の厚生年金保険料を

納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種被保険者保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年から37年ごろまで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和36年から37年ごろまで勤務していたA社B支店又はC支店についての加入記録が無いとの回答をもらった。

当時、私たち夫婦は一緒に働いており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得ができない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、A社C支店若しくは同営業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社B支店(昭和33年5月7日に名称をD社B営業所に変更。以下同じ。)は、昭和36年9月1日以降は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、適用事業所であった期間における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社(本店)は、申立期間において既に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間において同記録により当該事業所の支店、営業所と推認され、かつ、申立期間において適用事業所とされている2事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の記録は確認できず、これら2事業所は、それぞれ昭和36年10月1日、同年12

月1日に適用事業所に該当しなくなったことが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録では、A社及びD社の本店、支店、営業所は、すべて既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の供述を得ることができない上、A社B支店に係る被保険者名簿に記載されている者から聴取しても申立人の名前に記憶が無く、申立人が勤務していたことは分からないとするほか、厚生年金保険の適用に関する情報についての供述も得ることができないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 53 年 3 月まで

昭和 33 年に中学卒業後、建築関係の仕事の見習いとして5年間A市で過ごし、その後、B市C町にあったD社の出張所に入社した。仕事は、九州一円の工事現場で行った。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者だったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、D社における上司として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、当該上司及び同僚の供述から判断して、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 2 月 29 日までの期間及び 47 年 7 月 16 日から 53 年 3 月 31 日までの期間は、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同記録によると、申立人は 45 年 4 月から同年 5 月までの期間については、申立事業所とは別事業所であるE社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の申立内容並びに申立人が名前を挙げた上司及び同僚等の供述から、D社には、日給制と月給制の異なる雇用契約の形態が存在しており、申立人には日給制が適用されていたと考えられるとともに、上司の一人は「日給制の人（職人）の給与から、厚生年金保険料などを控除すると反発が出るため、日雇い（日給制）の人は、厚生年金保険に加入させていなかった。」とし、

また、同僚の一人からも「日給制で月2回支給であった。社会保険には加入していなかったはず。」との供述が得られ、また、申立人が名前を挙げた日給制の同僚には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業所も解散し、当時の事業主の所在も不明で供述を得ることができず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、申立人の20歳以後の申立期間173か月のうち、131か月については国民年金保険料を納付しているとともに、昭和46年6月18日から同年7月8日までの期間、国民健康保険被保険者としてF病院に入院していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。